「日本船舶であることの証明書」の申請

日本船舶であることの証明書交付規則

（船舶法又は小型船舶登録法により登録されない日本船舶）

【申請対象者】

対象の日本船舶の所有者（又は船舶所有者から委任を受けた代理人）

※個人所有の場合、船舶所有者が日本国民であること

※法人所有の場合、代表者の全員及び業務執行役員の３分の２以上が日本国民であること

【提出時期】

対象の日本船舶を国際航海に従事させようとするとき

【申請書様式】

日本船舶であることの証明書申請書

【添付書類】

* 日本船舶が所有できる者であることを証するに足りる書面

《船舶所有者が個人の場合》

　・住民票の写し（３ヶ月以内のもの）

《船舶所有者が法人の場合》

　・法務局が発行する会社の登記事項証明書（登記簿の謄本又は抄本〔３ヶ月以内のもの〕）

　・業務執行役員の３分の２以上の者（代表者全員を必ず含む）の住民票の写し又は戸籍の

謄本もしくは抄本（３ヶ月以内のもの）

　※合名会社、合資会社、合同会社の場合は別途必要な書類がございます。

詳しくはお問い合わせください。

* 船舶を占有していることが確認できる書類（売買契約書等）
* 申請書に記載された船名が船体に表示されていることが確認出来る写真
* 以下の事実を確認する事項（売買契約書・カタログ・住民票の写し等）

・船舶の種類

・船籍港

・船舶の長さ、幅及び深さ

・推進機関を有するものにあたってはその種類及び型式

・所有者の氏名又は名称及び住所

* 船舶の総トン数を確認することができる書面（図面又はカタログ等）
* 証書等の受領に関する情報（添付様式第4 号）
* 委任状（代理人による申請の場合）

【手数料】

* 交付手数料　3,400円（申請書の所定場所に収入印紙を貼付）

【申請先】

最寄りの地方運輸局（神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む）又は、運輸支局（事務所）

※備考

　証書の効力は交付の日から起算して６年間です。有効期間が満了したとき、所有者、船名又は国籍が変更されたとき、船舶が滅失し、沈没し、解撤されたとき、船舶の存否が３ヶ月間不明になったとき等は効力を失い、証書を返納する必要があります。

　記載事項に変更（所有者又は船名の変更を除く。）があった場合は書換、滅失等による再交付の手続きもございます。書換、再交付にかかる申請手続きについてはお問い合わせください。